

○新見市体育施設条例

平成１７年３月３１日

条例第３３７号

（趣旨）

第１条 この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、本市の体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第２条 市民の体育向上と健康増進に資するため新見市体育施設（以下「施設」という。）を設置する。

２ 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新見市憩いとふれあいの公園（新見ピオーネ球場・多目的広場・シェルター（屋根付き野外ステージ）・ゲートボール場・グラウンドゴルフ場）	新見市正田３３０番地
新見市民運動公園（陸上競技場兼野球場・テニスコート・市民プール）	新見市下熊谷２３番地１
新見市民体育館	新見市下熊谷２２番地２
城山体育館	新見市新見１１９１番地１
新見市南部運動場	新見市足見３２６９番地
新見市西方多目的広場	新見市西方１６２３番地
新見市福本グラウンド	新見市坂本９５３番地
新見市千屋多目的広場	新見市千屋２０１１番地１

（開館・使用時間）

第３条 施設の開館・使用時間は、次のとおりとする。なお、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- （１） 新見市憩いとふれあいの公園 ８時３０分から２２時まで
- （２） 陸上競技場兼野球場 ８時３０分から２２時まで
- （３） テニスコート ８時３０分から２１時まで
- （４） 市民プール １０時から１７時まで
- （５） 新見市民体育館 ９時から２１時まで
- （６） 城山体育館 ９時から２１時まで
- （７） 新見市南部運動場 ８時３０分から１９時まで
- （８） 新見市西方多目的広場 ６時から１９時まで
- （９） 新見市福本グラウンド ８時から２２時まで
- （１０） 新見市千屋多目的広場 ８時３０分から１９時まで

（休館日）

第４条 施設の休館日は、次のとおりとする。なお、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 新見市憩いとふれあいの公園 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 陸上競技場兼野球場・テニスコート・新見市民体育館・城山体育館・新見市南部運動場・新見市西方多目的広場・新見市福本グラウンド・新見市千屋多目的広場 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 市民プール 4月1日から7月19日まで及び9月1日から翌年の3月31日まで

(使用の許可)

第5条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し又は停止)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用条件の変更を命じ、若しくは使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。ただし、このために使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、賠償の責めを負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 公益上必要と認められるとき。

(使用権の譲渡禁止)

第7条 使用者は、施設の使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、施設の使用を終えたとき（第6条の規定により使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときを含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の納入)

第9条 使用者は、市長に施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用料は、別表第1—1から別表第1—5まで及び別表第2から別表第8までに掲げる額とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、新見市民体育館と城山体育館の照明料については減額しない。

2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が施設

を使用するときは、使用料は2分の1とする。

3 その他市長が必要と認めた場合

(使用料の還付)

第11条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できないときは、使用料を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者の指定手続等)

第14条 指定管理者の指定手続等については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新見市条例第14号）の規定に基づき実施するものとする。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(読替規定)

第16条 第14条の規定により指定管理者を指定した施設については、第3条、第4条、第5条及び第6条の「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。ただし、第3条及び第4条において読み替えた場合に変更を行うときは、市長の承認を得るものとする。

2 前項の場合において、この条例に定める「使用料」を「利用料金」に読み替え、指定管理者に収受させることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第423号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関連条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新見市南部運動場条例（昭和17年新見市条例第333号）
- (2) 新見市西方多目的広場条例（平成17年新見市条例第334号）
- (3) 新見市福本グラウンド条例（平成17年新見市条例第335号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に、廃止前の前項各号の条例によりその管理を委託している施設については、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）附則第２条に規定する日までの間において指定管理者の指定が行われるまでは、なお従前の例による。

附 則（平成１９年３月２３日条例第３４号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年６月２９日条例第５７号）

この条例は、平成１９年８月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２２日条例第２１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年１２月２１日条例第５１号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１－１（第９条関係）

新見市憩いとふれあいの公園施設使用料

【新見ピオーネ球場使用料】

種別	区分	使用料（円）	備考
入場料を徴収する場合	社会人野球	1時間までごとに 4,000	(1) 1時間に満たない時間は、1時間とする。 (2) 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。 (3) 練習の場合は、使用禁止区域を設けることができる。 (4) 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。
	高校生以下	〃 2,000	
	大学生	〃 3,000	
	実業団	〃 5,000	
	職業野球	〃 12,000	
入場料を徴収しない場合（全面使用）	社会人野球	1時間までごとに 500	
	小学生以下	〃 100	
	中学生	〃 200	
	高校・大学生	〃 300	
	実業団	〃 1,000	
練習で使用する場合	職業野球	〃 2,000	
	社会人野球	1時間までごとに 500	
	小学生以下	〃 100	
	中学生	〃 200	
	高校・大学生	〃 300	
	実業団	〃 1,000	
	職業野球	〃 2,000	

別表第１－２（第９条関係）

新見市憩いとふれあいの公園施設使用料

【附帯施設使用料】

施設名	区分	使用料
-----	----	-----

多目的広場	営利	1時間までごとに 3,000円	
	非営利	社会人	1時間までごとに 500円
		小学生以下	〃 100円
		中学生	〃 200円
		高校・大学生	〃 300円
シェルター（屋根付き屋外ステージ）	営利	1時間までごとに 3,000円	
	非営利	社会人	1時間までごとに 500円
		小学生以下	〃 100円
		中学生	〃 200円
		高校・大学生	〃 300円
管理棟（2階会議室）	営利	1時間までごとに 1,000円	
	非営利	1時間までごとに 100円	
屋内ゲートボール場	—	1人1回あたり100円又は年間5,000円 専用使用の場合は1面あたり1日1,000円	
グラウンドゴルフ場	—	1人1回あたり100円又は年間5,000円 専用使用の場合は1回あたり1日2,000円	

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。

別表第1—3（第9条関係）

新見市憩いとふれあいの公園施設使用料

【設備等の使用料】

種別	区分	使用料
野球場		
・ スコアボード	1回	1,000円
・ 野球場放送設備	1回	1,000円
・ シャワー室	1回	100円
・ ミーティングルーム	1時間	100円
一般		
・ 移動式バックネット	1回	1,000円
・ ホームランポール	1式	100円
・ テント	1張り	250円

別表第1—4（第9条関係）

新見市憩いとふれあいの公園施設使用料

【照明施設の使用料】

施設名	種別	区分	使用料
野球場	社会人野球	全灯	1時間までごとに 3,000円
	中学生以下		〃 2,000円
	高校・大学生		〃 3,000円

	実業団		〃	5,000円
	職業野球		〃	8,000円
	社会人野球	半灯	1時間までごとに	1,500円
	中学生以下		〃	1,000円
	高校・大学生		〃	1,500円
	実業団		〃	2,500円
	職業野球		〃	4,000円
屋内ゲートボール場	2面（全面）	1時間までごとに	1,200円	
	1面（片面）	1時間までごとに	600円	
多目的広場	全灯	1時間までごとに	200円	

別表第1—5（第9条関係）

新見市憩いとふれあいの公園施設使用料

【冷暖房施設の使用料】

施設名	種別	使用料
野球場	特別観覧席	1時間までごとに 100円
	本部	〃
	放送記録員室	〃
	審判員室	〃
	ミーティングルーム	〃
	審判員休憩室	〃
屋内ゲートボール場	1階休憩室	1時間までごとに 100円
	2階会議室	〃

別表第2（第9条関係）

新見市民運動公園体育施設使用料

区分			全面試合で使用する 場合 (1時間につき)	練習で使用する場合 (1時間につき)	
陸上競技場兼野球場	野球	一般	400円	A・Bコート	200円
		高・大学生	240円	A・Bコート	150円
		中学生	160円	A・Bコート	100円
		小学生以下	80円	A・Bコート	50円
	ソフトボール	一般	400円	A・B	200円
				A'・B'	150円
		高・大学生	240円	A・B	120円
				A'・B'	100円
		中学生	160円	A・B	80円
				A'・B'	50円
		小学生以下	80円	A・B	50円

				A' ・ B'	
	陸上競技・サッカー・一般		4 0 0 円	半面	2 0 0 円
	グラウンドゴルフ・ゲートボール等	高・大学生	2 4 0 円	半面	1 2 0 円
		中学生	1 6 0 円	半面	8 0 円
		小学生以下	8 0 円	半面	5 0 円
	備考：A・Bコートとは、バックネットのあるコートをいう。 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の 5 0 %を加算するものとする。				
器具	放送器具	1 回につき 5 0 0 円			
	ピッチングマシン	" 5 0 0 円			
	テント（1 張）	" 2 0 0 円			
夜間照明施設		1 時間につき 2 , 5 0 0 円			
テニスコート	屋根付きコート	1 面につき 1 時間 5 0 0 円			
	屋外コート	1 面につき 1 時間 3 0 0 円			
	照明 1 時間につき	全灯 1 , 0 0 0 円、半灯 5 0 0 円			
	備考：練習板を使用するときは、1 人につき 1 時間 1 0 0 円とする。 高校生以下の者が使用する場合は、上記使用料の 1 / 2 とする。 使用者が本市の住民以外である場合は、コートの使用料に当該使用料の 5 0 %を加算するものとする。				
市民プール	個人	一般	1 人 1 回につき 1 5 0 円		
		中学生	1 人 1 回につき 1 0 0 円		
		小学生以下	1 人 1 回につき 5 0 円		
	専用	平日	午前 6 , 0 0 0 円 午後 1 2 , 0 0 0 円 全日 1 8 , 0 0 0 円		
		日曜・休日	午前 9 , 0 0 0 円 午後 1 8 , 0 0 0 円 全日 2 7 , 0 0 0 円		
備考：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日という。 本市の住民以外が専用で使用する場合は、使用料に当該使用料の 5 0 %を加算するものとする。					

別表第3（第9条関係）

新見市民体育館使用料

使用区分			時間区分	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～21時	全日9時～21時
競技場	専用使用	営利を目的として使用する場合及び入場料を徴収するもの	一般	円 22,000	円 30,000	円 30,000	円 80,000
			高校生以下	8,000	11,000	11,000	30,000

部分使用	その他一般使用で入場料を徴収しないもの	下					0																							
		一般	2, 200	3, 000	3, 000	8, 000																								
		高校生以下	800	1, 100	1, 100	2, 800																								
	テニス・バレー・バスケット 1面につき	一般	1, 100	1, 500	1, 500	4, 000																								
		高校生以下	400	550	550	1, 400																								
	バドミントン 1面につき	一般	400	500	500	1, 400																								
		高校生以下	200	300	300	800																								
	格技場	専用使用	一般	700	1, 000	1, 500	3, 200																							
高校生以下			350	500	700	1, 400																								
2分の1使用		一般	350	500	750	1, 600																								
		高校生以下	150	200	300	650																								
卓球台 1台につき		一般	200	400	400	1, 000																								
		高校生以下	100	150	150	400																								
トレーニング室		中学生以上	100	100	100																									
		小学生以下	50	50	50																									
シャワー室 時間使用区分ごとに		5人まで 300円 5人を超え1人増すごとに30円																												
競技場用照明 1時間につき		全面全点灯 800円 全面半減点灯 400円 半面全点灯 400円 半面半減点灯 200円																												
附属設備、備品等使用料（1回につき）																														
<table><tr><td>品名</td><td>単位</td><td>使用料</td><td>品名</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>放送設備</td><td>1式</td><td>400円</td><td>フロアシート</td><td>1枚</td><td>50円</td></tr><tr><td>長机</td><td>1脚</td><td>20円</td><td>ステージ</td><td>1式</td><td>400円</td></tr><tr><td>椅子</td><td>1脚</td><td>10円</td><td>コンセント</td><td>1個</td><td>50円</td></tr></table>							品名	単位	使用料	品名	単位	使用料	放送設備	1式	400円	フロアシート	1枚	50円	長机	1脚	20円	ステージ	1式	400円	椅子	1脚	10円	コンセント	1個	50円
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料																									
放送設備	1式	400円	フロアシート	1枚	50円																									
長机	1脚	20円	ステージ	1式	400円																									
椅子	1脚	10円	コンセント	1個	50円																									
その他の付加使用料																														
<table><tr><td>1</td><td>会議室を使用する場合は、時間区分につき400円とする。</td></tr><tr><td>2</td><td>営利を目的として入場料を徴収する場合は、前記使用料の該当する額に最高入場</td></tr></table>							1	会議室を使用する場合は、時間区分につき400円とする。	2	営利を目的として入場料を徴収する場合は、前記使用料の該当する額に最高入場																				
1	会議室を使用する場合は、時間区分につき400円とする。																													
2	営利を目的として入場料を徴収する場合は、前記使用料の該当する額に最高入場																													

3 9時以前又は21時以降等に使用することとなる場合の使用料は、最も近い時間区分の使用料の2分の1に相当する額を1時間当たりの額とする。

4 本市の住民以外が「競技場」、「格技場」、「トレーニング室」、「卓球台」、「会議室」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。

城山体育館使用料

使用区分				時間区分	午前 9 時～ 1 2 時	午後 1 3 時 ～ 1 7 時	夜間 1 8 時 ～ 2 1 時	全日 9 時～ 2 1 時																								
競技場	専用使用	営利を目的として 使用する場合及び 入場料を徴収する もの	一般	円 1 1, 0 0 0	円 1 5, 0 0 0	円 1 5, 0 0 0	円 4 0, 0 0 0																									
			高校生以下	4, 0 0 0	5, 5 0 0	5, 5 0 0	1 5, 0 0 0																									
		その他一般使用で 入場料を徴収しな いもの	一般	1, 1 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 0 0 0																									
			高校生以下	4 0 0	5 5 0	5 5 0	1, 4 0 0																									
		部分使用	バドミントン 2 面 使用の場合	一般	8 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 8 0 0																								
				高校生以下	4 0 0	6 0 0	6 0 0	1, 6 0 0																								
		半面使用又はバド ミントン 1 面使用 の場合	一般	4 0 0	5 0 0	5 0 0	1, 4 0 0																									
			高校生以下	2 0 0	3 0 0	3 0 0	8 0 0																									
	卓球台 1 台につき			一般	2 0 0	3 0 0	3 0 0	8 0 0																								
				高校生以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	4 0 0																								
競技用照明 1 時間につき全面全点灯 1 5 0 円 半面全点灯 7 0 円																																
附属設備、備品等使用料（1 回につき）																																
<table><tr><td>品名</td><td>単位</td><td>使用料</td><td>品名</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>放送設備</td><td>1 式</td><td>4 0 0 円</td><td>フロアシート</td><td>1 枚</td><td>5 0 円</td></tr><tr><td>長机</td><td>1 脚</td><td>2 0 円</td><td>ステージ</td><td>1 式</td><td>3 0 0 円</td></tr><tr><td>椅子</td><td>1 脚</td><td>1 0 円</td><td>コンセント</td><td>1 個</td><td>5 0 円</td></tr></table>									品名	単位	使用料	品名	単位	使用料	放送設備	1 式	4 0 0 円	フロアシート	1 枚	5 0 円	長机	1 脚	2 0 円	ステージ	1 式	3 0 0 円	椅子	1 脚	1 0 円	コンセント	1 個	5 0 円
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料																											
放送設備	1 式	4 0 0 円	フロアシート	1 枚	5 0 円																											
長机	1 脚	2 0 円	ステージ	1 式	3 0 0 円																											
椅子	1 脚	1 0 円	コンセント	1 個	5 0 円																											
その他の付加使用料																																

- 1 湯沸室を使用する場合は、1回につき200円とする。
- 2 本市の住民以外が「競技場」、「卓球台」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。

別表第5（第9条関係）

新見市南部運動場使用料（1）

区分		野球・ソフトボールの試合（練習試合を含む。）			野球・ソフトボールの練習（各チームにつき）		
		全日	午前	午後	全日	午前	午後
社会人（大学生を含む。）	Aコート	円 3,470	円 1,730	円 1,730	円 690	円 350	円 350
	Bコート	3,470	1,730	1,730	690	350	350
高校生以下	Aコート	2,310	1,160	1,160	580	290	290
	Bコート	2,310	1,160	1,160	580	290	290

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。

新見市南部運動場使用料（2）

区分	スポーツ（野球・ソフトボールを除く。）、レクリエーション活動等			その他の目的で使用する場合		
	全日	午前	午後	全日	午前	午後
社会人（大学生を含む。）	円 2,310	円 1,160	円 1,160	円 3,470	円 1,730	円 1,730
高校生以下	1,730	870	870			

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。

別表第6（第9条関係）

新見市西方多目的広場使用料

区分		利用料金			
		午前	午後	全日	2時間以内
西方多目的広場	高校生	円	円	円	円
	一般	500	500	1,000	150
	小・中学生	300	300	500	100

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。

別表第7（第9条関係）

新見市福本グラウンド使用料（1）

区分	野球・ソフトボールの試合（練習試合を含む。）				野球・ソフトボールの練習（各チームにつき）		
	全日	午前	午後	ナイター	全日	午前	午後
社会人（大学生を含む。）	円 3, 6 0 0	円 1, 8 0 0	円 1, 8 0 0	円 1, 0 0 0	円 8 0 0	円 4 0 0	円 4 0 0
高校生以下	2, 4 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	8 0 0	6 0 0	3 0 0	3 0 0
放送器具	1回につき 1, 0 0 0円						
夜間照明施設	1時間につき 3, 0 0 0円						

（注：練習のナイター使用は、試合の場合に準ずる。）

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の５０％を加算するものとする。（「放送器具」、「夜間照明施設」は除く。）

新見市福本グラウンド使用料（２）

区分	スポーツ（野球・ソフトボールを除く。）、レクリエーション活動等			その他の目的で使用する場合		
	全日	午前	午後	全日	午前	午後
社会人（大学生を含む。）	円 2, 4 0 0	円 1, 2 0 0	円 1, 2 0 0	円 3, 6 0 0	円 1, 8 0 0	円 1, 8 0 0
高校生以下	1, 8 0 0	9 0 0	9 0 0			

（注：ナイター使用は、上記（１）の試合の場合に準ずる。）

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の５０％を加算するものとする。

別表第８（第９条関係）

新見市千屋多目的広場使用料

区分		利用料金			
		午前	午後	全日	２時間以内
千屋多目的 広場	高校生	円	円	円	円
	一般	5 0 0	5 0 0	1, 0 0 0	1 5 0
	小・中学生	3 0 0	3 0 0	5 0 0	1 0 0

備考 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の５０％を加算するものとする。

○新見市体育施設条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 268 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新見市体育施設条例（平成 17 年新見市条例第 337 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体育施設の使用時間等)

第 2 条 新見市体育施設（以下「施設」という。）の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長の許可を受けた場合は、時間外でも使用することができる。

名称	体育施設	使用時間
新見市憩いとふれあいの公園	新見ピオーネ球場	8 時 30 分から 22 時まで
	多目的広場	
	シェルター（屋根付き野外ステージ）	
	ゲートボール場	
	グラウンドゴルフ場	
新見市民運動公園	陸上競技場兼野球場	8 時 30 分から 22 時まで
	テニスコート	8 時 30 分から 19 時まで
	市民プール	10 時 00 分から 17 時まで
新見市民体育館	競技場	9 時 00 分から 21 時まで
	格技場	
	トレーニング室	
城山体育館	競技場	9 時 00 分から 21 時まで
新見市南部運動場		8 時 30 分から 19 時まで
新見市西方多目的広場		6 時から 19 時まで
新見市福本グラウンド		8 時から 22 時まで
新見市千屋多目的広場		8 時 30 分から 19 時まで

(使用許可申請)

第 3 条 条例第 5 条の規定により施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、体育施設使用許可申請書（様式第 1－1 号、様式第 1－2 号、様式第 1－3 号、様式第 1－4 号、様式第 1－5 号、様式第 1－6 号、様式第 1－7 号、様式第 1－8 号）を市長に提出しなければならない。ゲートボール場又はグラウンドゴルフ場の使用に際して年間の使用を申請し、年間利用券（以下「利用券」という。）（様式第 2－1 号）が発行された使用者及び新見市民体育館トレーニング室の回数券（以下「回数券」という。）（様式第 2－2 号）購入の使用者についても、その都度使用許可申請をしなければならない。

2 個人で市民プールを使用する場合は、新見市民プール入場券（以下「入場券」という。）（様式第 2－3 号）を購入して使用しなければならない。なお、団体使用又は専用使用

を申請する場合は、前項の規定を準用する。

（許可書の交付）

第4条 市長は、施設の使用を許可したときは、体育施設使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その可否を体育施設使用料減免決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第11条ただし書の規定による既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 施設管理者又は係員の指示に従うこと。
- （2） 施設内で一般広告又は宣伝をしないこと。
- （3） 運動・スポーツ精神に反する行為をしないこと。
- （4） その他市長が指示すること。

（係員の入場）

第8条 使用者は、施設係員の入場を拒むことはできない。

（入場拒絶及び退場）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を断り、又は退場を命ずることができる。

- （1） 他人に迷惑をかける行為をする者若しくは危険な物品又は動物を携行する者
- （2） この規則に違反していると認められる者

（販売行為等の制限）

第10条 使用者は、許可を受けずに体育施設内において物品を販売し、又は金品の寄附・募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。

（指定管理者の指定手続等）

第11条 条例第14条の規定による手続については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する規則（平成17年新見市規則第13号）の規定に基づき実施するものとする。

（読替規定）

第12条 条例第12条の規定により指定管理者により管理を行わせる場合は、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条の「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。ただし、第2条において読み替えた場合に変更を行うときは、市長の承認を得るものとする。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 28 日規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新見市南部運動場条例施行規則 (平成 17 年教育委員会規則第 53 号)

(2) 新見市西方多目的広場条例施行規則 (平成 17 年教育委員会規則第 54 号)

(3) 新見市福本グラウンド条例施行規則 (平成 17 年教育委員会規則第 55 号)

附 則 (平成 24 年 6 月 11 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。